

静岡県告示第20号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項、第84条第1項及び第115条の9第1項の規定に基づき、次のとおり指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定の全部又は一部の効力を停止したので、同法第78条第3号、第85条第3号及び第115条の10第3号の規定により告示する。

平成29年1月17日

静岡県知事 川 勝 平 太

| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定の全部又は一部の効力の停止の内容及びその期間 | サービスの種類 |
|------------|----------------|----------------|---|------------------|
| レジャー開発株式会社 | デイサービス 焼津 亀松亭 | 焼津市東小川二丁目11番25 | 指定の全部の効力の停止（平成29年2月1日から平成29年7月31日までの6月間） | 通所介護 介護予防通所介護 |
| | デイサービス 御前崎 亀松亭 | 御前崎市白羽7778番地1 | 指定の全部の効力の停止（平成29年2月1日から平成29年7月31日までの6月間） | 通所介護 介護予防通所介護 |
| | 居宅介護支援事業所 亀松亭 | 焼津市東小川二丁目11番25 | 指定の一部の効力の停止（平成29年2月1日から平成29年7月31日までの6月間のサービス提供分について、居宅介護サービス計画費の5割を上限に請求すること） | 居宅介護支援 |